

ジパングコイン現物取引説明書 (契約締結前交付書面)

本説明書は、「暗号資産交換業者に関する内閣府令」第 21 条および第 22 条の規定に基づき、株式会社デジタルアセットマーケット（以下「当社」といいます）と取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、予め交付するために作成されたものです。

お客様が当社と現物取引(以下「本取引」といいます)を行うにあたりましては、本説明書を予めよくお読みいただき、ご不明な点はお問い合わせください。また、本説明書とともに交付する『暗号資産取引約款』もご確認くださいようお願いいたします。なお、本説明書と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が本説明書に優先して適用されるものとします。

当社概要

商 号：株式会社デジタルアセットマーケット

本店所在地：〒102-0082 東京都千代田区一番町 18 番地 川喜多メモリアルビル 8 階

事 業：暗号資産交換業

登 録 番 号：関東財務局長第 00024 号

加 入 協 会：一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

1. 取引における重要事項について

1.1. 暗号資産とは

暗号資産とは、紙幣や硬貨のような実体がなく、インターネット上で電子データのみでやりとりされる財産的価値のことをいいます。「資金決済に関する法律」第2条第14項において、以下の通り定義されています。

- (1) 物品を購入し、若しくは借り受け、または役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨および外国通貨並びに通貨建資産を除く）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。
- (2) 不特定の者を相手方として(1)に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

1.2. 暗号資産の性質

- (1) 暗号資産は、本邦通貨（円）または外国通貨（米国ドル、ユーロ等）ではありません。
- (2) 当社が取扱う暗号資産は、特定の国または者によりその価値を保証されているものではありません。
- (3) 暗号資産は、取引価格の変動により、暗号資産の価格が購入時の価格を大きく下回る可能性があるため、暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあります。
- (4) 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。
- (5) 暗号資産は、その移転の仕組みの破綻その他の理由により無価値となるおそれがあります。
- (6) 暗号資産は、国・地域における法令その他の規制により、当該国・地域において利用または保有が制限されることがあります。

2. 当社が取扱う暗号資産について

当社が取扱う暗号資産(以下「ジパングコイン等」といいます)は、以下のとおりとなります。なお、ジパングコイン等は、以下のとおり消費寄託契約に基づく寄託物(以下、「現物資産」といいます)の返還請求権を表章します。

暗号資産名(ティッカーシンボル)	発行者	現物資産
ジパングコイン(ZPG)	三井物産デジタルコモディティーズ 株式会社	金現物
ジパングコインシルバー(ZPGAG)		銀現物
ジパングコインプラチナ(ZPGPT)		プラチナ現物

3. ジパングコイン(ZPG)について

3.1. ジパングコイン(ZPG)の概要

暗号資産の名称	ジパングコイン(ZPG)
発行者 (ZPG の流動性供給者)	三井物産デジタルコモディティーズ株式会社
取扱い暗号資産概要	金価格に概ね連動することを目標とする暗号資産 (※1)
調達資金の情報	金現物購入のための資金
対象事業の情報	金現物の売買およびリース事業
ZPG の販売に関する情報	販売者：株式会社デジタルアセットマーケットツ (当社) 販売方法：販売者によるマーケットメイク方式 販売期間：定めなし

(※1)取扱う暗号資産の詳細については、当社ウェブサイト (<https://www.digiasset.co.jp/>) の取扱い暗号資産概要説明書をご確認ください。

3.2. ジパングコイン(ZPG)の取引概要

取引の対象となる通貨ペア、呼値の単位、一回あたりの最小発注数量 (取引単位)、最大発注数量、保有上限等は以下の通りです。なお、設定された数値等については、相場状況に応じて見直しを実施する場合があります。

通貨ペア	ZPG/JPY
呼値の単位	1 円単位
最小発注数量 (取引単位)	ZPG 指定の場合は 1ZPG (1ZPG 単位) JPY 指定の場合は 100 円 (100 円単位) ※ZPG 指定で全売却を選択した場合は、保有する全数量が対象
最大発注数量	15,000ZPG もしくは 3 億円
保有上限	なし
保有期限	無制限
注文の種類(※2)	ストリーミング注文 リーブオーダー注文 ストップ注文 (ストリーミング・指値ともに対応)
リーブオーダー注文、ストップ注文の有効期間	お客様のご入力した日から最大 30 日後まで指定可能
注文の訂正	未約定のリーブオーダー注文において、「注文価格」と「注文数量」の訂正が可能 ただし、「注文数量」の訂正は、減数のみ可能
注文の取消	未約定のリーブオーダー注文とストップ注文 (ストリーミングおよび指値) において、注文の取消が可能

チェーンの形式	株式会社 bitFlyer Blockchain 社が提供する独自ブロックチェーン「Miyabi」を基盤とした三井物産デジタルコモディティーズ株式会社と当社の合意に基づき価値移転記録を行うプライベートチェーン、パブリック型ブロックチェーン「OP Mainnet」(Ethereum L2) およびパブリック型ブロックチェーン「Ethereum Mainnet」(Ethereum L1) の3種類を利用。 各ブロックチェーンはそれぞれ独立して管理され、相互運用性はなくチェーン間でのトークンの移転はできない。 また、本サービスにおいては、あらかじめ発行体等が登録したアドレス間でのみ移転を許可する仕組み（ホワイトリスト方式）を採用。
---------	---

(※2)スマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションでは、ストリーミング注文のみのお取り扱いとなります。

4. ジパングコインシルバー(ZPGAG)について

4.1. ジパングコインシルバー(ZPGAG)の概要

暗号資産の名称	ジパングコインシルバー(ZPGAG)
発行者 (ZPGAG の流動性供給者)	三井物産デジタルコモディティーズ株式会社
取扱い暗号資産概要	銀価格に概ね連動することを目標とする暗号資産 (※3)
調達資金の情報	銀現物購入のための資金
対象事業の情報	銀現物の売買およびリース事業
ZPGAG の販売に関する情報	販売者：株式会社デジタルアセットマーケットツ（当社） 販売方法：販売者によるマーケットメイク方式 販売期間：定めなし

(※3)取扱う暗号資産の詳細については、当社ウェブサイト (<https://www.digiasset.co.jp/>) の取扱暗号資産概要説明書をご確認ください。

4.2. ジパングコインシルバー(ZPGAG)の取引概要

取引の対象となる通貨ペア、呼値の単位、一回あたりの最小発注数量（取引単位）、最大発注数量、保有上限等は以下の通りです。なお、設定された数値等については、相場状況に応じて見直しを実施する場合があります。

通貨ペア	ZPGAG/JPY
呼値の単位	0.1 円単位
最小発注数量（取引単位）	ZPGAG 指定の場合は 100ZPGAG（100ZPGAG 単位） JPY 指定の場合は 100 円（100 円単位）

	※ZPGAG 指定で全売却を選択した場合は、保有する全数量が対象
最大発注数量	1,000,000ZPGAG もしくは 3 億円
保有上限	なし
保有期限	無制限
注文の種類(※4)	ストリーミング注文 リープオーダー注文 ストップ注文（ストリーミング・指値ともに対応）
リープオーダー注文、ストップ注文の有効期間	お客様のご入力した日から最大 30 日後まで指定可能
注文の訂正	未約定のリープオーダー注文において、「注文価格」と「注文数量」の訂正が可能 ただし、「注文数量」の訂正は、減数のみ可能
注文の取消	未約定のリープオーダー注文とストップ注文（ストリーミングおよび指値）において、注文の取消が可能
チェーンの形式	株式会社 bitFlyer Blockchain 社が提供する独自ブロックチェーン「Miyabi」を基盤とした三井物産デジタルコモディティーズ株式会社と当社の合意に基づき価値移転記録を行うプライベートチェーンおよびパブリック型ブロックチェーン「OP Mainnet」（Ethereum L2）の 2 種類を利用。 各ブロックチェーンはそれぞれ独立して管理され、相互運用性はなくチェーン間でのトークンの移転はできない。 また、本サービスにおいては、あらかじめ発行体等が登録したアドレス間でのみ移転を許可する仕組み（ホワイトリスト方式）を採用。

(※4)スマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションでは、ストリーミング注文のみのお取り扱いとなります。

5. ジパングコインプラチナ(ZPGPT)について

5.1. ジパングコインプラチナ(ZPGPT)の概要

暗号資産の名称	ジパングコインプラチナ(ZPGPT)
発行者（ZPGPT の流動性供給者）	三井物産デジタルコモディティーズ株式会社
取扱い暗号資産概要	プラチナ価格に概ね連動することを目標とする暗号資産（※5）
調達資金の情報	プラチナ現物購入のための資金
対象事業の情報	プラチナ現物の売買およびリース事業
ZPGPT の販売に関する情報	販売者：株式会社デジタルアセットマーケットツ（当社）

	販売方法：販売者によるマーケットメイク方式 販売期間：定めなし
--	------------------------------------

(※5)取扱う暗号資産の詳細については、当社ウェブサイト (<https://www.digiasset.co.jp/>) の取扱暗号資産概要説明書をご確認ください。

5.2. ジパングコインプラチナ(ZPGPT)の取引概要

取引の対象となる通貨ペア、呼値の単位、一回あたりの最小発注数量（取引単位）、最大発注数量、保有上限等は以下の通りです。なお、設定された数値等については、相場状況に応じて見直しを実施する場合があります。

通貨ペア	ZPGPT/JPY
呼値の単位	1 円単位
最小発注数量（取引単位）	ZPGPT 指定の場合は 1ZPGPT（1ZPGPT 単位） JPY 指定の場合は 100 円（100 円単位） ※ZPGPT 指定で全売却を選択した場合は、保有する全数量が対象
最大発注数量	20,000ZPGPT もしくは 2 億円
保有上限	なし
保有期限	無制限
注文の種類(※6)	ストリーミング注文 リーブオーダー注文 ストップ注文（ストリーミング・指値ともに対応）
リーブオーダー注文、ストップ注文の有効期間	お客様のご入力した日から最大 30 日後まで指定可能
注文の訂正	未約定のリーブオーダー注文において、「注文価格」と「注文数量」の訂正が可能 ただし、「注文数量」の訂正は、減数のみ可能
注文の取消	未約定のリーブオーダー注文とストップ注文（ストリーミングおよび指値）において、注文の取消が可能
チェーンの形式	株式会社 bitFlyer Blockchain 社が提供する独自ブロックチェーン「Miyabi」を基盤とした三井物産デジタルコモディティーズ株式会社と当社の合意に基づき価値移転記録を行うプライベートチェーンおよびパブリック型ブロックチェーン「OP Mainnet」（Ethereum L2）の 2 種類を利用。 各ブロックチェーンはそれぞれ独立して管理され、相互運用性はなくチェーン間でのトークンの移転はできない。

	また、本サービスにおいては、あらかじめ発行体等が登録したアドレス間でのみ移転を許可する仕組み（ホワイトリスト方式）を採用。
--	---

(※6)スマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションでは、ストリーミング注文のみのお取り扱いとなります。

6. 取引ルールについて

6.1. 取引方法

お客様は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類・数量、価格、注文方法を指定した上で暗号資産の購入または売却の注文をすることにより、当社との間で本取引を行うことができます。本取引は、当社が提示した価格で当社自身がおお客様の相手方となり、売買を成立させる店頭取引となります。

6.2. 取引価格

- (1) 取引価格とは、ジパングコイン等の「流動性供給者（リクイディティプロバイダー）（※7）」等が提示する価格をもとに、一定のスプレッド額を加えて当社が決定した価格」としています。
 - (2) 相場が大きく変動した場合や、流動性供給者から有効価格を安定して受信できない場合、当社が決定した価格が市場実勢を反映していないと当社が判断した場合等に、当社の価格配信を停止することがあります。特に海外市場の休場の場合等は流動性が著しく低下する場合があります。当社の価格配信ができなくなる等、お取引に大きな影響を及ぼす可能性があります。海外市場の休場日につきましては、当社ウェブサイト等に掲載する海外市場カレンダーをご確認いただきますようお願いいたします。
- (※7) 流動性供給者（リクイディティプロバイダー）とは当社が契約する、ジパングコイン等のレートを生成する基準となる売買価格を提供する業者です。

6.3. 注文の種類(※8)

ストリーミング注文	ストリーミング注文とは、リアルタイムに提示されているレートに対して即座に約定させるために発注する注文方法です。 ◆ 数量指定注文 「売買区分」、「注文価格」、「許容スリッページ(※9)」、「注文数量」、「執行条件」を指定し、「注文価格」と「許容スリッページ」の指定価格範囲内で対当可能な条件を満たす場合に約定します。約定しなかった残数については即座に失効します。また、執行条件は、「一部約
-----------	---

	定し、残数量を失効」する場合と「全数量約定するか、全数量失効」する場合の2種類から選択可能です。通常は、「一部約定し、残数量を失効」が選択されています。 ※「全数量約定するか、全数量失効」を選択した場合、注文数量が全数約定しない場合には、全数量が失効となります。 ◆ JPY（金額）指定注文 執行条件は「全数量約定するか、全数量失効」のみとなります。
リーブオーダー注文	リーブオーダー注文とは、即座に約定させる必要がなく、価格優位性を追求したい場合に利用する注文方法です。お客様が必要とする価格を指定することで、その条件を満たす場合に発注されます。指値価格の指定は以下の通りです。 ◆ ジパングコイン(ZPG)およびジパングコインプラチナ(ZPGPT) 当社の提示価格から上下 10%まで可能 ◆ ジパングコインシルバー(ZPGAG) 当社の提示価格から上下 15%まで可能 ※ジパングコインシルバー(ZPGAG)は、ジパングコインゴールド(ZPG)やジパングコインプラチナ(ZPGPT)と比べ値動きが大きく価格変動リスクがあります。 また、指定された価格がリアルタイムで提示されているレートよりも有利な価格であっても、指定価格で約定することがあります。注文の際、「売買区分」、「注文価格」、「注文数量」、「注文有効期限」を指定し、お客様が指定した「注文価格」で対当可能となるまで「注文有効期限」内の注文は約定未成立となり、対当せず「注文有効期限」を迎えた場合、約定しなかった残数については失効します。
ストップ（ストリーミング）注文	ストップ（ストリーミング）注文とは、「売買区分」、「トリガー価格」、「注文数量」、「許容スリッページ」を指定し、トリガー価格がお客様の指定した条件に合致する際に発注する逆指値注文となります。発注条件は以下の通りです。 ◆ 買い注文 当社の提示する購入価格がトリガー価格以上になった場合 ◆ 売り注文 当社の提示する売却価格がトリガー価格以下になった場合
ストップ（指値）注文	ストップ（指値）注文とは、「売買区分」、「トリガー価格」、「注文価格」、「注文数量」、「注文有効期限」を指定し、トリガー価格がお客様の指定した条件に合致する際に発注する逆指値注文となります。トリガー価格の指定に制限はありませんが、指値価格の指定は以下の通りです。 ◆ ジパングコイン(ZPG)およびジパングコインプラチナ(ZPGPT) トリガー価格から上下 10%まで可能 ◆ ジパングコインシルバー(ZPGAG)

	トリガー価格から上下 15%まで可能 ※ジパングコインシルバー(ZPGAG)は、ジパングコインゴールド(ZPG)やジパングコインプラチナ(ZPGPT)と比べ値動きが大きく価格変動リスクがあります。 発注条件は以下の通りです。 ◆ 買い注文 当社の提示する購入価格がトリガー価格以上になった場合 ◆ 売り注文 当社の提示する売却価格がトリガー価格以下になった場合
--	---

(※8)スマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションでは、ストリーミング注文のみのお取り扱いとなります。パソコン版取引システムとスマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションは、ストリーミング注文以外の各種注文の設定および許容スリッページは共有されません。

(※9)スリッページとは、発注時に画面に表示された価格と実際に約定した価格で差が発生することをいいます。スリッページは、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もありますが、当社はスリッページについて一切の責任を負いません。

6.4. 取引時間

当社は、日本時間 24 時を 1 日の区切りとしています。本取引は 24 時間 365 日取引可能です。当社は必要に応じて臨時メンテナンスを行います。メンテナンスの実施期間中は、お取引いただくことができません。臨時メンテナンスを行う場合は、事前に当社ウェブサイトまたはメール等で、お客様に通知するものとします。

6.5. 取引チャネル

本取引は、パソコンおよびスマートフォン等により、インターネットを通じて行われます。そのため、お客様の責任で使用機器および推奨環境のご準備をしていただく必要があります。なお、メールまたはお電話等によるカスタマーサポート経由での注文および変更・取消は対応いたしかねます。当社ウェブサイト等の閲覧環境は、当社所定のものとなります。ご利用の前には必ずご確認ください。

6.6. 約定の訂正等

約定については、システム障害や流動性供給者の価格配信に異常があった場合に、本来約定するはずであった価格で約定しなかった等による、想定外の利益や損失が発生する可能性があります。その場合は、本来約定すべき価格への訂正または取消をさせていただく場合があります。

7. 金銭・暗号資産の管理について

7.1. 総合口座とジパングコイン(ZPG)現物取引口座

当社には、入出金を取り扱う総合口座とジパングコイン等の取引を行うジパングコイン(ZPG)現物取引口座の2口座があります。ジパングコイン(ZPG)現物取引口座では、ジパングコイン(ZPG)に加え、ジパングコインシルバー(ZPGAG)、ジパングコインプラチナ(ZPGPT)の現物取引を行うことができます。

7.2. 入金

入金いただける金銭は日本円のみのお取り扱いとなり、他国の金銭はご利用いただけません。入金はお客様に当社指定の銀行口座へ振り込んでいただき、着金を当社が確認した時点で当社の総合口座に反映されます。そのため、振込から総合口座に反映されるまでに、一定の時差が生じる可能性があります。また、振込名義人名と総合口座名義人名の相違が判明した場合は、如何なる場合でも当該入金の取消を行います。この行為により生じるリスクや損失、ご利用の金融機関での組み戻し等に発生する費用は、すべてお客様負担となります。本取引を開始する際には、当社ウェブサイトの口座振替画面にて、お客様ご自身で総合口座からジパングコイン(ZPG)現物取引口座への振替を行っていただく必要があります。

7.3. ジパングコイン(ZPG)現物取引口座から総合口座への反映

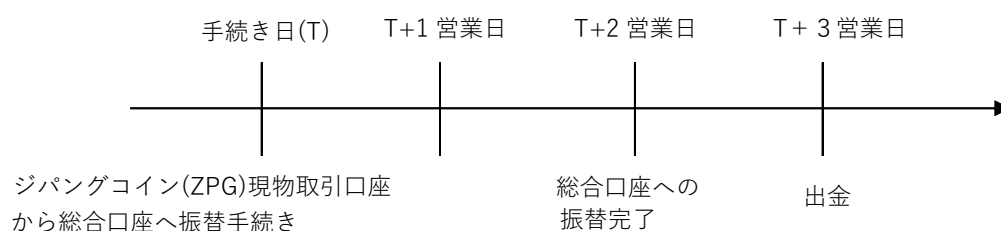
本取引においてジパングコイン(ZPG)現物取引口座でのお取引の反映はリアルタイムで行われますが、金銭のジパングコイン(ZPG)現物取引口座から総合口座への振替についてはお客様がその手続きを行ってから原則として**2 銀行営業日後**（ただし年末年始を除く）に反映されます。次項の出金に際しては、事前にジパングコイン(ZPG)現物取引口座から総合口座へ振替を行っていただく必要があります。

※「銀行営業日」とは銀行法施行令で定める営業日を指し、土・日・祝、12月31日～1月3日を除いた営業日をいいます。

7.4. 出金

当社からの出金は、お客様から出金手続き後に当社が審査を行い、問題がなければ、予めお客様にご登録いただいたお客様名義の銀行口座へ振込となります。出金額は、お客様からの出金手続き時にその妥当性等を判断させていただきます。出金の取消は、日本円出金履歴画面の「操作」欄に表示されている「取消」ボタンが表示されているときに限り可能となります。出金処理が滞りなく終了した場合、出金手続き日から原則として**1 銀行営業日以内**にお客様名義の銀行口座に振込みます。ただし、当社または銀行の処理状況等により遅れる可能性もあります。なお、ご登録いただいている銀行口座を変更した場合、変更申請日から5日間は、出金手

続きを行うことができません。また、銀行口座の変更処理完了日から 30 日間は銀行口座の変更ができません。



7.5. 暗号資産の入出庫

現在、当社では暗号資産の入庫・出庫の対応は行っておりません。

8. 利用者財産（お客様財産）の分別管理について

8.1. 金銭の信託

当社は、お客様からお預かりした金銭を自己資産と分別し、以下の信託会社に付して管理しております。

商号：日証金信託銀行株式会社

8.2. 暗号資産の分別管理

当社は、社内規程に則り管理運営するインターネットから隔離されたコールド・ウォレットを使用し、ホット・ウォレットは一切使用いたしません。当社は、分別管理業務に必要な設備を設け、当該設備を運用するために十分な人員を確保の上、お客様資産の暗号資産を当社資産の暗号資産を管理するコールド・ウォレット群とは切り離し、まったく別のコールド・ウォレット群で分別管理しております。履行保証暗号資産については該当しないため保有しません。

8.3. 購入資産の消費寄託

ジパングコイン等は、現物資産の消費寄託契約に基づく寄託物の返還請求権（以下「対象権利」といいます。）を表章するものとなっております。お客様が当社を通じてジパングコイン等を購入する場合、当社は、発行者からジパングコイン等を受領すると同時に、当該受領したジパングコイン等の数量と同等の現物資産を発行者から購入した上で、当該購入した現物資産を発行者に対して消費寄託することになります。もっとも、ジパングコイン等の保有者は、発行者に対して、寄託物である現物資産の返還を求めることはできず、マーケットメイカーである当社との取引を通じて、ジパングコイン等およびジパングコイン等に表示された対象権利を、寄託物である現物資産の市場価格と近似した価格で売り渡すことができるにとどまります。そ

して、発行者が倒産等の事情により、ジパングコイン等に表章された対象権利に対応する債務の履行が困難となった場合は、発行者が別途契約を締結する銀行により寄託資産の時価換算相当額が当社に支払われ、当社は当該支払額に基づき、暗号資産を買い取ることであります。また、銀行から当社に対して支払われる金銭の全額は、信託銀行の信託勘定にて分別管理される仕組みとなっており、万が一、当社が倒産等した場合であっても、当該金銭がお客様に支払われることが予定されております。ただし、保全される金額はその時点における時価換算額であり、元本を保証するものではありません。消費寄託契約の詳しい内容については『暗号資産取引約款』第12条 受託販売暗号資産の取扱いおよび発行者のホワイトペーパーをご確認ください。なお、ホワイトペーパーは当社ウェブサイトおよび発行者ウェブサイトにて公開しております。

8.4. その他の管理方法

暗号資産の送付・移転に必要な秘密鍵については、マルチシグ方式(※10)を採用し、秘密鍵を複数の場所に保管することで流出リスクを低減する等の社内規程を設け、厳格な管理体制を構築しております。

(※10)マルチシグ方式とは、暗号資産を送金するときに複数の秘密鍵を使用することで、流出リスクを低減する方法です。

8.5. お客様の個人情報のお取扱いについての補足

当社は、お客様よりお預かりしている財産を信託において保全しておりますが、当該信託における信託財産をお客様に返金する目的にのみ、当該信託における受益者代理人弁護士に、次の情報を提供することがあります。

- (1) 氏名、住所、電話番号等の本人特定情報
- (2) 利用者が登録した銀行口座の情報

9. 手数料等の諸費用について

お客様にお支払いいただく手数料、その他費用等は、以下に提示している『手数料一覧』をご確認ください。なお、当社ウェブサイト等のご利用により発生する通信料(パケット料金)はお客様のご負担となります。

手数料一覧

口座開設手数料	無料
口座維持手数料	無料

暗号資産売買手数料	無料(当社の定める方法にて算出した価格を基準として、実質的に 0.1%～5.0%の手数料を含んだ価格を提示しております。価格の急変時等には市場全体の流動性等の状況により、当該表示の範囲を超える価格を提示することがあります。)
日本円入金手数料	お客様負担（お客様が利用する金融機関の振込手数料実費分）
日本円出金手数料	お客様負担（提携銀行の振込手数料相当分として当社が定めた額）

10. 課税上の取扱いについて

本取引で発生した利益に対する課税に関しては、通常、所得税として総合課税の対象となります。詳細は税務署、国税局、タックスアンサー、または税理士等の専門家にご確認ください。

11. お客様口座について

11.1. お取引限度額

当社は、お客様の保有資産や投資経験等をもとに、お取引限度額を設定させていただく場合があります。当該お取引限度額を超えての入金や暗号資産取引は、原則受付できませんのでご了承ください。

11.2. パスワードを忘れた場合

パスワードを忘れた場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れた場合」のリンクより、画面の案内に従ってパスワードの再設定を行ってください。

11.3. ログインロック

ログイン画面でパスワードまたは認証コードを一定回数間違えた場合に、一定時間ログイン機能を停止します。一定時間経過後はロックが解除されますので、再度パスワードの入力をお試しください。

11.4. 登録情報の変更

当社にご登録いただいているお客様情報にご変更があった際は、ログイン後のメニューに表示されている「登録情報」画面よりお手続きください。なお、再審査対象項目に変更がある場合は、当該変更を確認できる本人確認書類等のご提出が必要となります。お客様が、本人確認書類をご提出されない場合、またはご提出された書類が確認できない場合には、当社が別途定める『暗号資産取引約款』第5条の定めにもとづき、お客様との取引の全部もしくは一部を停止

し、またはお客様の総合口座および取引口座を凍結もしくは解約することがあります。この際に、お客様に発生する損害について、当社は一切の責任を負いません。

11.5. 解約（口座閉鎖）

当社とお客様の間で、暗号資産取引を継続的にまたは反復して行う内容の契約を締結する場合には、契約期間に特段の定めはありません。解約（口座閉鎖）申請画面より、お客様が当社に開設した口座を解約（口座閉鎖）することで、当社とのお取引は終了となりますが、以下の点についてご承諾いただくことが必要となります。

- (1) 解約（口座閉鎖）申請時、口座に金銭や暗号資産等を保有している場合、予め出金および決済をお客様ご自身で行っていただき、口座残高がゼロとなっていること。
- (2) 解約（口座閉鎖）後はログインを含む一切の操作が行えないこと。
- (3) お取引履歴の帳簿データは、お客様が確定申告を行う際に必要となる場合があります、解約（口座閉鎖）後は当該データの閲覧が不可能となるため、解約（口座閉鎖）前に必要なデータをダウンロードしておくこと。
- (4) 解約には口座残高を"0"にする必要がありますが、出金手数料がかかります。よって解約手続きをする際には、残高から出金手数料を差し引いた金額を出金する手続きを行っていただく必要があります。なお、解約に際して、その他の費用は発生しません。解約の詳細については、『暗号資産取引約款』第 25 条解約等をご参照ください。

11.6. お取引履歴および口座残高の確認

お客様の入出金および暗号資産等の売買等のすべてのお取引は、ログイン後のメニューに表示されている「取引履歴」画面より、24 時間 365 日（メンテナンス等によるサービス停止時間を除きます）ご確認いただけます。

12. 暗号資産取引のリスクについて

暗号資産取引には様々なリスクが存在します。本取引を開始される前に、以下の内容について十分にご理解いただきますようお願いいたします。

12.1. 暗号資産に係るリスク

(1) 価格変動リスク

暗号資産販売所および暗号資産取引所（以下「暗号資産取引所等」といいます）は、元本を保証するものではなく、取引対象である暗号資産等の価格変動により損失が生じることがあります。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や天災地変、規制強化、他の暗号資産や参照資産の相場状況、その他予期せぬ事象等により、価格が急激に変動し、大幅に下落するおそれがあります。そのため、暗号資産の価値が購入時価格を大きく下回るおそれおよびゼロとなるお

それがあります。

(2) 移転の仕組みの破たんリスク

暗号資産の移転の仕組みの破たんその他の理由により、当該暗号資産が無価値となるおそれがあります。

(3) 営業時間外リスク

当社の営業時間外（メンテナンス時間を含みます）では、お取引を停止します。その間、暗号資産の価格が大きく変動する場合がありますが、営業時間外にお取引ができない場合において、当社はその一切の責任を負いません。

(4) サイバー攻撃リスク

暗号資産取引所等にサイバー攻撃がなされ、暗号資産やお客様情報等が流出するリスク、また、移転記録の仕組みに重大な問題が発生した場合や当該サイバー攻撃等により暗号資産が消失した場合には、その価値が失われるリスクがあります。過去に、暗号資産取引所等がハッキング被害により多額の暗号資産やお客様情報が流出し、この影響で他の取引所からもビットコインが連鎖的に盗難され、ビットコイン価格の著しい下落が生じました。また、ハッキング被害に伴い暗号資産取引所等が破綻した場合、お預かりしたお客様資産が返還不可能となる場合があります。

(5) システムリスク

システム障害とは、パソコンまたはスマートフォン等を通じてのご注文が不可能な場合や、取引に係るシステムの誤作動等が発生し、当社のシステムに明らかな不具合があると判断した場合をいいます。様々な外部的影響により、システム障害が発生し、お客様のお取引に支障が生じるリスクがあります。災害、公衆回線の通信障害、暗号資産の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延やその他当社の管理し得ないシステム障害等が発生した場合およびそれに伴うメンテナンス作業が発生した場合、その間、当社ではお客様の注文確認ができないため訂正等の処理を行うことができません。また、当該障害および対応によってお客様の機会損失が発生した場合、当社は損失補償をすることができません。また、当社のシステムが算出する暗号資産の提示価格が異常値となる場合があり、異常値による取引が成立した場合、当社の判断で当該取引を訂正、取消させていただく場合があります。

(6) 大規模な分岐およびソフトウェアのアップデートリスク

暗号資産は、大規模な分岐によって暗号資産が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがありますが、ジパングコイン等において分岐は行われません。しかし、ソフトウェアのアップデート等により価格の下落や取引が遡って無効になる可能性があります。ソフトウェアのアップデート等が発生する場合、当社の判断により、お客様へのご提供を一定期間停止する可能性があります。

(7) 破綻リスク

様々な外部的影響により、当社の事業継続が困難となり破綻するリスクがあります。万が一、当社が破綻した場合、お客様資産については破産法、民事再生法、会社更生法、会社法等の適用ある法令にもとづいて手続が行われます。当社は、お客様からお預かりした暗号資産を自己資産とは分別して保管しており、資金決済に関する法律上、当該暗号資産に対してはお客

様が優先弁済権を有していますが、信託保全等の措置はとっておらず、当社が破綻した場合、お客様資産の返還が困難となり、損失が発生してしまうおそれがあります。また、当社が盗難その他の理由によりお客様から預託された暗号資産を紛失し、お客様への補てんを行わなければならない事態が生じた場合、当社の財政が破綻し、お客様に十分な補てんを行うことができない可能性があります。

(8) 法令・税制変更リスク

国・地域における法令その他の規制、ならびに将来的に法令、税制または政策等の変更により、暗号資産取引が禁止、制限または課税の強化等がなされ、暗号資産の保有や取引が制限される可能性があります。そのため、お客様に予期せぬ損失が生じる可能性があることをご認識ください。当社は、法令、税制または政策等の変更により生じたお客様の如何なる損害についても、その一切の責任を負わないものとします。

(9) 流動性リスク

当社からお客様に対して提示する購入価格と売却価格には差（以下「スプレッド」といいます）があります。スプレッドは、暗号資産価格の急激な変動時や流動性の低下時に拡大する場合があります、お客様が意図した取引が行えないおそれがあります。市場の動向や流動性の低下等により、注文が売りまたは買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないまたは不利な価格での取引となる可能性があります。そのような状況となった場合、当社は、売買停止またはお客様の取引額や売買単位等の注文内容に制限をかける場合があることをご了承ください。

(10) スリッページリスク

ストリーミング注文を行う際、発注時に表示されている価格と、実際に約定した価格との間に差が生じる場合があります。スリッページは、お客様が発注に使用される端末と当社システムとの通信、および注文約定処理にかかる時間差によって発生するため、お客様に有利に働く場合もあれば、不利に働く場合もあります。また、約定すべき有効な価格の配信が、約定処理を行うサーバに到達してから一定時間行われなかった場合や、流動性が低下している場合には、注文が失効となる可能性があります。

(11) 当社の提示する価格に関するリスク

当社は、流動性供給者が配信する注文情報を基に当社独自で価格を生成し、お客様に提示しています。そのため、当社の提示価格は、現物資産の価格と必ず一致するものではなく、その市場価格と大きく乖離する場合があります、お客様にとって不利な価格で約定する可能性があります。また流動性供給者から有効価格を安定して受信できない場合、流動性供給者からの配信価格が市場実勢を反映していないと当社が判断した場合は、価格の提示を中断することがあります。価格配信の再開は、流動性供給者からの有効価格を継続的に安定して受信可能であり、市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に行います。なお、詳細については取引価格をご確認ください。

(12) 秘密鍵喪失に関するリスク

当社の暗号技術を用いて移転を記録する暗号資産の場合、暗号化されたデータを復号するための情報を喪失した場合には、第三者に移転することができず、その価値が失われること、お

よび、当該情報を第三者に知られた場合には、お客様の意思に関わらず移転される可能性があります。

(13) その他リスク

本説明書に掲載する暗号資産取引に伴うリスクは、典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、取引に関して生じる一切のリスクを、漏れなく示したものではありません。これらのリスクに関し、当社に重大な過失もしくは故意がある場合を除き、お客様に損失が生じた場合、当社はその一切の責任を負いません。

12.2. ジバングコイン等に係るリスク

(1) 発行者の信用リスク

ジバングコイン等は無担保の暗号資産であるものの、ジバングコイン等に表章された対象権利に対応する債務の履行について、金融機関による保証が付されているため、発行者が倒産等の事態に陥った場合であっても、ジバングコイン等に関する支払いがなされることから、発行者の信用リスクは極力排除されています。当該リスクに関しては発行者によるホワイトペーパーをご確認ください。

(2) ジバングコイン等の特性に起因するリスク

ジバングコイン等は連動もしくは影響を受ける資産および原料等の価格が急変した場合にはそれに準じて価格が急変する可能性があります。

(3) 取引所（当社）に関するリスク

ジバングコイン等の取扱いを行う取引所である当社が倒産等の事態に陥った場合はジバングコイン等の売買を含めた流動性や発行者に関する情報開示等に著しい影響を与える可能性があります。

(4) 情報の提供に関するリスク

ジバングコイン等の発行者からの情報および当社からの情報提供が不測の事情により提供ができなくなった場合は投資判断に影響を及ぼす可能性があります。

13. 苦情またはお問い合わせ先について

13.1. 当社苦情・お問い合わせ窓口

当社サービスに関する苦情や各種お問い合わせについては、以下のお問い合わせフォームまたは電話にて受け付けております。

株式会社デジタルアセットマーケットツ	〒102-0082 東京都千代田区一番町 18 番地 川喜多メモリアルビル 8 階
--------------------	--

(1) お問い合わせフォーム

<https://help.digiasset.co.jp/hc/ja/requests/new/>

【受付時間】24 時間 365 日（サイトメンテナンス時間を除く）

(2) 電話番号

050-3196-1163 【受付時間】 平日 10:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）

※ 通話料はお客様負担、日本語のみの対応となります。

※ サービス品質向上のため、お客様との通話はすべて録音させていただいております。

13.2. その他苦情相談窓口

当社窓口以外にも、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の苦情相談窓口があります。詳細については以下の URL よりご確認ください。

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会	〒102-0082 東京都千代田区一番町 18 番地 川喜多メモリアルビル 4 階 電話番号：03-3222-1061 https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/
---------------------------	--

14. 紛争解決機関（金融 ADR 制度）について

当社は、お客様との間で苦情等の解決が図れない場合に、金融 ADR 制度（金融分野における裁判外紛争解決手続）を導入しています。ご利用の際は、当社苦情相談窓口を通じてのお手続き、または以下の窓口にお問い合わせください。

東京弁護士会紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階 電話番号：03-3581-0031 https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/
第一東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階 電話番号：03-3595-8588 http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/
第二東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階 電話番号：03-3581-2249 http://niben.jp/chusai/

以上

2021 年 11 月 24 日制定
2026 年 9 月 1 日最終改定